



株式会社アクシス

第34回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月25日 (火曜日)
午前10時 (受付開始: 午前9時30分)

開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル2階「ローズルーム」

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	取締役(社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	13
計算書類	31
監査報告書	44

証券コード：4012
2025年3月7日
(電子提供措置の開始日2025年3月3日)

株主各位

東京都港区西新橋二丁目3番1号
株式会社アクシス
代表取締役
会長執行役員CEO 小倉博文

第34回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「2025年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.axis-net.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名（アクシス）又は証券コード（4012）を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」の順に選択してご覧ください。



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年3月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル2階「ローズルーム」
- 目的事項
報告事項 第34期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

なお、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年3月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年3月24日（月曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2025年3月24日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年3月25日（火曜日）
午前10時
(受付開始 午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

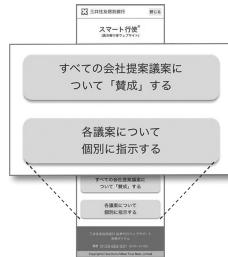
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

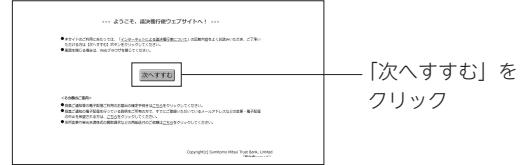
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

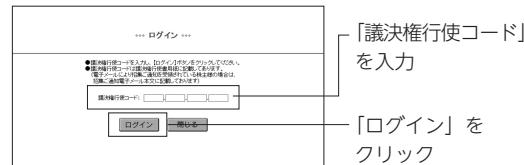
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

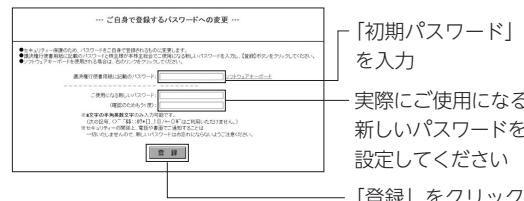
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、2023年8月に策定した中期経営計画「Vision 2027」を着実に実行しており、配当性向が2027年12月期に35%以上となるよう、毎事業年度5%程度の段階的な引き上げを予定しておりました。当事業年度につきましては、当期純利益が業績予想を71百万円上回った状況を踏まえ、配当性向35%以上達成を1年前倒しする方針に変更いたしました。

この方針に基づき、第34期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、配当性向は25.4%となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円 総額 152,337,600円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役3名を引き続き独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であり、当社の取締役の2分の1が独立役員となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おぐら ひろふみ 小倉 博文 (1961年12月13日生)	<p>1984年4月 株式会社アクトリソース（現株式会社フォーカスシステムズ）入社</p> <p>1987年1月 株式会社アイ・エス・エー入社</p> <p>1991年6月 当社設立代表取締役</p> <p>2021年4月 株式会社ヒューマンソフト代表取締役副社長</p> <p>2022年10月 当社代表取締役 社長執行役員</p> <p>2024年3月 当社代表取締役会長執行役員CEO（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 小倉博文氏は、創業時より当社の代表取締役を務め、会社全般の指揮を担っております。当社事業が安定的に発展拡大するにあたって、引き続き取締役として選任するものであります。</p>	1,912,700株
2	よこた よしかず 横田 佳和 (1966年3月14日生)	<p>1986年4月 日本コンピュータ・サイエンス株式会社入社</p> <p>1988年3月 三井銀ソフトウェアサービス株式会社（現さくら情報システム株式会社）入社</p> <p>1993年10月 株式会社第一興商入社</p> <p>1994年3月 当社入社</p> <p>1995年6月 当社取締役</p> <p>2007年4月 当社取締役 システム本部長（現ビジネスサービス本部長）</p> <p>2012年7月 AXIS IT Solution Singapore PTE. LTD. Director（現任）</p> <p>2022年10月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサービス本部長</p> <p>2023年3月 当社取締役 副社長執行役員</p> <p>2024年3月 当社代表取締役社長執行役員COO（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） AXIS IT Solution Singapore PTE. LTD. Director</p> <p>（取締役候補者とした理由） 横田佳和氏は、当社の開発部門の責任者として、20年以上にわたり業務を執行し、2024年12月期は社長執行役員（COO）として職務を遂行しております。当社事業が安定的に発展拡大していくにあたって、引き続き取締役として選任するものであります。</p>	140,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	こすげ なおや 小菅 直哉 (1979年10月1日生)	<p>2004年12月 中央青山監査法人入所 2006年9月 あらた監査法人入所（現PwCJapan 有限責任監査法人） 2012年7月 コスモヘルス株式会社入社 2013年7月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社入社 2015年7月 株式会社デジタルアイデンティティ入社（現株式会社 Orchestra Holdings） 2016年10月 小菅公認会計士事務所設立 2019年4月 当社入社 管理本部副本部長 2021年3月 当社取締役 管理本部長 2022年10月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 2025年1月 当社取締役常務執行役員CFO（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 小菅直哉氏は、当社管理本部において上場以前から業務を執行しており、現在の管理体制の構築を中心になって行っており、事業の推進にとって十分な能力を保有していることから、引き続き取締役として選任するものであります。</p>		10,000株
4	くりやの せいいちろう 栗屋 野 盛一郎 (1963年12月30日生)	<p>1986年4月 株式会社栄工社入社 1988年5月 盛和工業株式会社入社 1999年10月 同社取締役 2001年4月 同社専務取締役 2011年4月 同社代表取締役社長 2016年1月 ハンドトラスト株式会社設立代表取締役（現任） 2016年8月 株式会社リンクシステムズ取締役 2019年2月 当社取締役（現任） 2024年5月 小林工業株式会社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） ハンドトラスト株式会社代表取締役 小林工業株式会社取締役</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 栗屋野盛一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>栗屋野盛一郎氏には、企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実していただくことを期待しております。</p>		一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	へんみ かおり 辺見 香織 (1970年5月15日生)	<p>1991年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2001年9月 中部大栄教育システム株式会社入社 2002年9月 有限会社原設備工業入社 2003年3月 株式会社石田大成社入社 2009年4月 オフィスウィルパートナーズ設立 2010年3月 株式会社ウィルパートナーズ設立代表取締役（現任） 2021年3月 当社取締役（現任） 2023年2月 株式会社たまき監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ウィルパートナーズ代表取締役 株式会社たまき監査役</p> <p>（社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要） 辺見香織氏は、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。 辺見香織氏には、中小企業診断士・企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実していただくことを期待しております。</p>		一株
6	おくはら れいこ 奥原 玲子 (1962年5月17日生)	<p>1985年4月 大蔵省（現財務省）入省 2000年4月 光和総合法律事務所入所 2004年4月 同事務所パートナー弁護士（現任） 2012年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2018年4月 第一東京弁護士会副会長 2018年4月 日本弁護士連合会常務理事 2019年4月 国土交通省関東地方整備局入札監視委員会委員 2021年6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事（現任） 2022年3月 株式会社すかいらーくホールディングス監査役 2023年3月 当社取締役（現任） 2023年3月 株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 光和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員） 公益財団法人日弁連法務研究財団理事</p> <p>（社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要） 奥原玲子氏は、法務に関する専門知識と経験を豊富に有していることから、会社の経営に関与した経験はありませんが、法令遵守並びに法務リスクの適正化において、取締役会における重要な役割を期待し、社外取締役として選任するものであります。 奥原玲子氏には、大蔵省（現財務省）における経験及び弁護士としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただき、取締役会の実効性向上をサポートしていただくことを期待しております。</p>		一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。

4. 栗屋野盛一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年1ヶ月となります。

5. 辺見香織氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

6. 奥原玲子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

7. 当社は、栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、各氏との間で会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

8. 栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名	企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	営業・マーケティング	開発・R&D	サステナビリティ・ESG
1	小倉 博文	◎	◎	○	◎	◎	○
2	横田 佳和	○	○	○	◎	◎	○
3	小菅 直哉	○	○				○
4	栗屋野 盛一郎	◎	○	○	○	◎	
5	辺見 香織	○	○		○		○
6	奥原 玲子	○		○			○

○は取締役候補者が深いスキルを有する領域、◎は取締役候補者が深いスキルを有する領域に加え、豊富な実務経験を有する領域を示しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年2月23日開催の当社第27回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるここといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.6%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2025年2月6日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部

を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこ

れを当然に無償で取得する。

(3) 謾渡制限の解除

当社は、謾渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数及び謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の謾渡制限付株式と同様の謾渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
7,434百万円 (前年同期比13.0%増)	790百万円 (前年同期比21.1%増)	848百万円 (前年同期比27.3%増)	597百万円 (前年同期比29.3%増)

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、金融資本市場の変動等による影響に注意が必要な状況が続いております。このような状況の中、日銀短観2024年12月調査によると、当社サービスの重要な顧客である金融機関を含む全産業のソフトウェア投資額は2024年度計画が前年度比13.5%増となっており、IT投資は不透明さが残る環境下でも堅調に推移すると期待されます。

このような当社を取り巻く環境の中、中期経営計画Vision2027にて、① 進化するデジタル社会において、成長性の高い技術とサービスを提供する、② 生産性の高い事業を構築し、高収益企業となる事を目指す、③ 社会への還元と課題解決に努め、存在価値の高い企業となる、を中期経営方針として掲げ、同時に策定した3つの経営戦略（事業戦略、経営基盤強化、投資戦略）を推し進め、デジタル社会に貢献するサービスの拡充や体制の強化を図っております。また、顧客からの信頼を獲得し、持続的にサービスを提供するために、高度化する多数の先端技術の吸収を積極的に行うとともに、顧客及びビジネスパートナー向け営業体制の強化、業容拡大に向けた人材の積極採用、充実したサービス提供に向けた人材育成等の施策を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は7,434,787千円と前事業年度と比べ853,423千円(13.0%)の増収、営業利益は790,052千円と前事業年度と比べ137,500千円(21.1%)の増益、経常利益は848,445千円と前事業年度と比べ182,088千円(27.3%)の増益、当期純利益は597,778千円と前事業年度と比べ135,349千円(29.3%)の増益となりました。

事業のサービス別売上高については、以下のとおりであります。

① システムインテグレーション事業

当事業年度においては、高度化するデジタル社会の中において、確かな技術でサービスを提供できるIT人材を獲得するため、様々なチャネル等を活用した人材の採用を進めるとともに、人材育成の強化、ビジネスパートナーとの協力関係の強化及び新規のビジネスパートナーの開拓を行うなど、受注拡大に向けた体制構築を進め、顧客からの要望に応えるよう努めてまいりました。

この結果、SWIFT対応、モダナイゼーション、クラウドリフトなどの需要の取り込みを主因とした銀行向け売上の増加や、新規顧客の獲得や直接受注額の増加による官公庁案件の拡大を主因とした公共社会インフラ分野向け売上の増加などにより、当事業年度の売上高は7,025,323千円と前事業年度と比べ797,859千円(12.8%)の増収となりました。

② ITサービス事業

当事業年度においては、利用者目線を大切にしたサービス提供を継続するために、顧客要望を積極的に確認し、サービスの改善に努めてまいりました。特に物流の2024年問題への対応を進め、リアルタイム運行管理システムKITAROサービスの機能拡充を図りました。

この結果、KITAROサービスは、堅調な新規契約及び解約台数の減少により、契約台数が好調に推移いたしました。また、当社のサービスノウハウを活用した他社サービスの構築案件やサービス提案が順調に推移し、当事業年度の売上高は409,463千円と前事業年度と比べ55,563千円(15.7%)の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1,383千円であり、その主なものは、本社及び支店の什器の購入であります。

(3) 対処すべき課題

現在、当社の主要な事業分野である金融分野においては、銀行、証券、保険などの業態の垣根を越えてサービスを提供する総合金融へのシフト、ネットバンク及び流通系銀行の増加、非金融事業を営んでいる事業会社の融資事業への参入及び決済の多様化など、新しいIT技術を活用したFintechが進展しております。このようなFintechの進展は、新しいIT技術の中でも特に、クラウドに関わる技術が進化したことによりもたらされたものです。また、金融分野以外でも、プログラムを用いたシステム開発からプログラムレスでの開発へのシフト、プラットフォームを活用した開発へのシフトなど、新しいIT技術により、当社の主要事業であるシステムインテグレーション事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとした社会環境の変化、新たな成長戦略や働き方改革などに伴う顧客ニーズの多様化やDXのさらなる加速により、求められるシステムに変化が生じるものと考えております。この変化を的確に捉え、顧客がシステムに求める業務性を兼ね備えたシステム開発をすることが重要であり、当社の中期的な経営環境において好機となるように取組む必要があると考えております。

このような急速に進化する事業環境に対応したサービスを提供する組織体制の構築・強化を行い、当社の重要な資産である人材を確保し育成することを経営上の重要な課題と認識しております。

① デジタル革命により進化した事業環境への対応

当社が創業以来得意としてきた金融分野の変化への対応は、当社の成長には欠かせないものであります。また、今後のデジタル社会の進展に伴い、新たに発展する産業領域への事業拡大を図るため、既存のノウハウと先端技術を融合することが不可欠であります。このため、既存のノウハウを活用していくとともに社会の変化や先端技術に常に注目し、事業環境の進化に積極的に対応してまいります。

② 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築・強化

当社を取り巻く急速に進化する事業環境の中で、安定的かつ継続的に成長していくためには、組織体制の整備・強化を行うとともに、組織体制に柔軟性を持たせることが不可欠であります。このため、コーポレート・ガバナンス体制の構築・強化やコンプライアンスの徹底を図るとともに、将来の事業環境や技術の進歩を想定した組織体制を構築してまいります。

③ 事業の収益性向上と業務ノウハウ獲得のための直接取引の拡大

顧客との直接取引を拡大し、事業の収益性を向上するとともに、業務ノウハウの獲得を推進していきます。さらには業務の成果を通して、顧客との信頼関係を構築するとともに、安定的な取引を実現してまいります。

④ 持続的競争優位を保つ当社の資産である人材の確保・育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大

当社の人材が持続的競争優位の源泉となるため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要であり、また、ビジネスパートナーとの連携を強化・拡大することも同様に不可欠であります。このため、積極的な採用による人材の拡充、人材の育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大に力を注いでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第31期	2022年度 第32期	2023年度 第33期	2024年度 (当期) 第34期
売上高	4,148,168 千円	4,918,379 千円	6,581,363 千円	7,434,787 千円
経常利益	514,313 千円	536,310 千円	666,356 千円	848,445 千円
当期純利益	360,716 千円	379,354 千円	462,429 千円	597,778 千円
1株当たり当期純利益	90.17 円	94.36 円	113.13 円	141.84 円
総資産	2,893,307 千円	3,375,029 千円	4,064,625 千円	4,772,881 千円
純資産	2,173,633 千円	2,550,461 千円	3,003,329 千円	3,563,886 千円
1株当たり純資産額	541.19 円	628.13 円	725.76 円	842.21 円

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

4. 2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第32期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第32期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

6. 第33期に完全子会社であった株式会社ヒューマンソフトを2023年1月1日付で吸収合併しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業	事業内容
システムインテグレーション事業	各種業務アプリケーションやインフラシステムの設計開発業務及び運用保守業務を提供
ITサービス事業	「はたらく車」の位置情報や走行距離等をリアルタイムで把握することが可能となる「KITARO」サービスなどを提供するクラウドサービス、セキュリティサービス、デジタルコンサルティングサービスを提供

(7) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区
沖縄支店	沖縄県浦添市
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
大阪支店	大阪府大阪市西区

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
496名	41名増

(注) 従業員数には、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト及び当社から他社への出向者は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,231,600株 (自己株式100,000株を除く。)

(3) 株主数 2,263名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
小倉 博文	1,912,700	45.20
日向 宏	320,000	7.56
横田 佳和	140,000	3.30
NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	86,600	2.04
石川 浩一	79,600	1.88
齋藤 将平	61,300	1.44
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	58,600	1.38
ヨシダ トモヒロ	53,500	1.26
高柳 薫	42,200	0.99
速水 裕	39,000	0.92

(注) 持株比率は当社所有自己株式（100,000株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年12月19日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき399円

新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使期間 2021年12月20日から2029年11月21日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	200個	普通株式40,000株	1名

(注) 当社は、2020年6月26日付で普通株式1株を100株、2021年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の行使価額が79,700円から399円に変更になっております。また、新株予約権の目的となる株式の数が200株から40,000株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員CEO	小 倉 博 文	
代表取締役社長執行役員COO	横 田 佳 和	AXIS ITSolution Singapore PTE.LTD. Director
取締役常務執行役員	小 菅 直 哉	管理本部長
取 締 役	栗屋野 盛一郎	ハンドトラスト株式会社代表取締役 小林工業株式会社取締役
取 締 役	辺 見 香 織	株式会社ウイルパートナーズ代表取締役 株式会社たまき監査役
取 締 役	奥 原 玲 子	光和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員） 公益財団法人曰弁連法務研究財団理事
常勤監査役	井 手 興 一	
監 査 役	竹 内 正	
監 査 役	畠 中 達之助	JESCOホールディングス株式会社監査役 株式会社ザ・リッチ代表取締役

(注) 1. 取締役栗屋野盛一郎、取締役辺見香織及び取締役奥原玲子の3氏は社外取締役であります。
 2. 監査役井手興一、監査役竹内正及び監査役畠中達之助の3氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役栗屋野盛一郎、取締役辺見香織、取締役奥原玲子、監査役井手興一、監査役竹内正及び監査役畠中達之助の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。
 5. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
小 倉 博 文	代表取締役会長執行役員CEO	代表取締役社長執行役員	2024年3月26日
横 田 佳 和	代表取締役社長執行役員COO	取締役副社長執行役員	2024年3月26日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに当社の監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として指名・報酬委員会を2021年12月16日に設置しております。当委員会は独立社外取締役を委員長として、委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬等については、次に掲げる事項を審議し、取締役会に答申いたします。

- ・取締役の報酬決定の方針及び手続に関する事項
- ・取締役の報酬の内容に関する事項

現在の指名・報酬委員会の委員は次のとおりであります。

委員長：栗屋野盛一郎（独立社外取締役）

委 員：辺見香織（独立社外取締役）、小倉博文（代表取締役会長執行役員CEO）

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、2024年3月26

日の取締役会において、指名・報酬委員会から答申された原案を審議し、決議を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務や職責等の評価を多角的に検討し、原案を決定しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しております。

なお、当社は、2025年2月6日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め次に掲げる事項について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得ております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ・役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も下記方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社動向を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、毎期の業績を勘案して算出される業績連動報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式制度によって構成します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、本人の業務評価に応じて、職責と成果を反映して総合的に決定します。

c. 業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬は、毎期の業績を勘案して算出される賞与です。各取締役のモチベーションを高め、株主の皆様との利害の一致を図るため、全社の業績指標の達成度

を勘案して算出し、取締役会で別途決議した時期に支給します。かかる算出における全社の業績指標は、損益計算書の売上高及び営業利益とし、目標値は前事業年度の決算短信に記載の「業績予想」とします。

業績連動報酬の算定方法は、売上高及び営業利益それぞれのウエイトを30%及び70%とし、各業績指標ともに達成度に応じて基準賞与額の0%を下限、140%を上限として算定します。達成度は、各業績指標の実績値：各業績指標の目標値にて算出します。

d. 株式報酬（非金銭報酬）

取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、取締役会で別途決議した時期に支給します。各取締役は、支給された金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとします。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、事業規模や当社と関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合の目安を以下のとおりとします。

（業績連動報酬が基準額の場合）

基本報酬：業績連動報酬：株式報酬 = 90% : 5% : 5%

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額は、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の算出方法等を指名・報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決議します。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	56,876	56,876	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	社外取締役	10,140	10,140	—	3
	社外監査役	13,200	13,200	—	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2013年1月30日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役栗屋野盛一郎氏は、ハンドトラスト株式会社の代表取締役及び小林工業株式会社の取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役辺見香織氏は、株式会社ウィルパートナーズの代表取締役及び株式会社たまきの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役奥原玲子氏は、光和総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社すかいらーくホールディングス取締役（監査等委員）及び公益財団法人日弁連法務研究財団理事であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役畠中達之助氏は、JESCOホールディングス株式会社の監査役及び株式会社ザ・リッチの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	栗屋野 盛一郎	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長を務めており、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回出席しております。
社外取締役	辺見香織	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員を務めており、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回出席しております。
社外取締役	奥原玲子	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、弁護士としての豊富な経験をもとに、法令遵守並びに法務リスクの適正化に寄与する発言を積極的に行っております。
社外監査役	井手興一	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には18回中18回出席し、当社の属する業界での豊富な経験と企業経営に関する専門的な見識をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。
社外監査役	竹内正	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には18回中18回出席し、金融機関における長年の経験と当社の属する業界での監査役としての豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。
社外監査役	畠中達之助	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また、監査役会には18回中18回出席し、当社の属する業界での長年の経験と豊富な監査役経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、6回中6回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,520千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,520千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画を始め、監査時間及び報酬見積の算出根拠並びに監査報酬の推移等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について合理的であると判断をしたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由又は、これに準じた事由に該当すると認められた場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は会計監査人が監査品質の維持や職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(a) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社グループ内に周知・徹底し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

(ii) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の実効性を高めるため、コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「コンプライアンス・プログラム」を制定のうえ、取締役会で決定し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進する。

(iii) 当社は、当社グループの取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務の遂行に係る情報については、法令を始め「情報管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(ii) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクに対応するリスク所管責任者がリスク管理責任者とともに各リスクについて、網羅的、体系的な管理を行う。

(ii) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化する。

(iii) 当社グループは、事故などが発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処する。

- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、中期計画と年間計画を策定し、それに基づいた各部門運営及び予実管理を行う。
 - (ii) 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
 - (iii) 取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 当社グループの業務の適正を確保するため、中期事業方針及び年度計画を策定する。
 - (ii) 当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」並びに「トラブル防止要領」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
 - (iii) 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行う。
- (f) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (i) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取組む。
 - (ii) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - (iii) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 当社は、監査役から監査業務遂行補助のため使用者の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じる。

- (ii) 上記(i)の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とする。
- (iii) 上記(i)の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

(h) 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項

- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、「内部通報規程」、「トラブル防止要領」に則り当該事実を監査役に報告する。
- (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該業務執行の内容を報告する。
- (iii) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見したときには、当社監査役のほか内部通報窓口に報告する。コンプライアンス室は、監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告する。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ必要と判断したときや監査役が求めた場合には、速やかに報告する。
- (iv) 当社グループの取締役及び使用人が、内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するため、「内部通報規程」に不利益な取扱いの禁止を定めたほか、通報窓口に通報窓口代行会社を設ける。

(i) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、それが当該職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、当社は予算措置を講じる。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性を向上させる。
- (ii) 内部監査室は、監査役と定期的な情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、監査役が監査役監査に関して協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- (iii) 監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高める。

(iv) 監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取する。

(k) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力との係わりを一切持たない」、「いかなる名目の利益供与を行わない」、「反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は、一切行わず、必要に応じて法的対応を行う」、「反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携すると同時に、組織として対応する」等を定め、適切に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。その他、監査役会は18回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は12回、リスク管理委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役を始め他の取締役等、内部監査室、会計監査人との間で情報や意見交換を行うなど連携を強化し、監査品質の確保と監査の実効性向上を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,225,955	流動負債	912,443
現金及び預金	3,023,036	買掛金	294,382
売掛金	834,251	未払金	89,217
契約資産	234,777	未払費用	104,735
商品	29,875	未払法人税等	160,128
貯蔵品	28,359	契約負債	4,995
前払費用	73,457	預り金	130,157
その他の	3,576	その他の	128,826
貸倒引当金	△1,377	固定負債	296,551
固定資産	546,925	退職給付引当金	296,551
有形固定資産	64,258	負債合計	1,208,994
建物	44,966	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	3,563,886
工具、器具及び備品	19,291	資本金	64,154
無形固定資産	196,645	資本剰余金	163,830
のれん	185,604	資本準備金	70,814
ソフトウエア	11,041	その他資本剰余金	93,015
投資その他の資産	286,021	利益剰余金	3,346,277
関係会社株式	6,337	利益準備金	2,000
長期前払費用	14,530	その他利益剰余金	3,344,277
繰延税金資産	128,034	別途積立金	50,000
その他の	138,019	繰越利益剰余金	3,294,277
貸倒引当金	△900	自己株式	△10,375
資産合計	4,772,881	純資産合計	3,563,886
		負債・純資産合計	4,772,881

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,434,787
売 上 原 価	5,586,467
売 上 総 利 益	1,848,319
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,058,266
営 業 利 益	790,052
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	281
受 取 配 当 金	22,396
助 成 金 収 入	14,188
保 険 解 約 返 戻 金	19,699
そ の 他	1,826
経 常 利 益	58,392
特 別 損 失	848,445
固 定 資 産 除 却 損	0 0
税 引 前 当 期 純 利 益	848,445
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	266,364
法 人 税 等 調 整 額	△15,697
当 期 純 利 益	250,667
	597,778

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	別途積立金
2024年1月1日残高	45,521	52,180	93,015	145,196	2,000	50,000
事業年度中の変動額						
新株の発行	18,633	18,633		18,633		
剰余金の配当						
当期純利益						
事業年度中の変動額合計	18,633	18,633	—	18,633	—	—
2024年12月31日残高	64,154	70,814	93,015	163,830	2,000	50,000

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2024年1月1日残高	2,770,986	2,822,986	△10,375	3,003,329	3,003,329	
事業年度中の変動額						
新株の発行				37,266	37,266	
剰余金の配当	△74,487	△74,487		△74,487	△74,487	
当期純利益	597,778	597,778		597,778	597,778	
事業年度中の変動額合計	523,290	523,290	—	560,557	560,557	
2024年12月31日残高	3,294,277	3,346,277	△10,375	3,563,886	3,563,886	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～50年
-----	-------

車両運搬具	6年
-------	----

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	10年
-----	-----

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

② ITサービス

ITサービス事業が提供するサービスのうち、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものについては、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 商品の販売

ITサービス事業においては、当社が提供するサービスに付随する機器等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高	213,809千円
進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産 (当該契約資産は流動負債の「契約負債」と相殺前のものであります。)	235,190千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社のシステム開発に係る売上高の計上においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。各報告期間の期末日において進行中の案件については、期末日時点の履行義務の充足に係る進捗率を見積り、これに基づいて収益を認識しております。進捗率の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

② 主要な仮定

予想される原価総額の見積りは顧客との契約に応じて行っており、主要な仮定は計画されている作業工数や人件費単価、外注費などであります。原価総額の見積りはプロジェクトの進捗に応じて適宜見直しを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

プロジェクトの進捗により原価総額の見積りに大幅な修正が発生した場合、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	84,784千円
建物	27,414 //
車両運搬具	2,341 //
工具、器具及び備品	55,029 //

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

受取配当金	22,396千円
-------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 4,331,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 100,000株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

a 配当金の総額 74,487千円

b 1株当たり配当額 18.00円

c 基準日 2023年12月31日

d 効力発生日 2024年3月27日

配当の原資 利益剰余金

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

a 配当金の総額 152,337千円

b 1株当たり配当額 36.00円

c 基準日 2024年12月31日

d 効力発生日 2025年3月26日

配当の原資 利益剰余金

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 172,400株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	102,574 千円
---------	------------

未払事業税	16,917 //
-------	-----------

その他	8,542 //
-----	----------

繰延税金資産合計	128,034 千円
----------	------------

繰延税金資産純額	128,034 千円
----------	------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」及び「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2024年12月31日
子会社株式	6,337

子会社株式は、非上場であり、市場価格がないため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,021,142	—	—	—
売掛金	834,251	—	—	—
合計	3,855,394	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小倉 博文	—	—	当社 代表取締役 会長執行役員 CEO	(被所有) 直接45.23	—	ストック・ オプション の権利行使	15,960 (40千株)	—	—
役員	日向 宏	—	—	当社 取締役 常務執行役員	(被所有) 直接7.56	—	ストック・ オプション の権利行使	10,693 (26千株)	—	—

(注1) 2019年12月19日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(注2) 日向宏氏は、2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	システムインテグレー ーション事業	ITサービス事業	合計
一時点で移転される財及び サービス	—	18,664	18,664
一定の期間にわたり移転さ れる財及びサービス	7,025,323	390,799	7,416,123
顧客との契約から生じる収益	7,025,323	409,463	7,434,787
外部顧客への売上高	7,025,323	409,463	7,434,787

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	752,337
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	834,251
契約資産（期首残高）	189,015
契約資産（期末残高）	234,777
契約負債（期首残高）	6,546
契約負債（期末残高）	4,995

契約資産は、契約について期末日時点で履行義務を充足しておりますが、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、顧客との契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,800千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	842円21銭
1株当たり当期純利益	141円84銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2025年3月25日開催予定の第34回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2018年2月23日開催の当社第27回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 謾渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる謾渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる謾渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる謾渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該謾渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 謾渡制限付株式割当契約の内容

謾渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と謾渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する謾渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 謾渡制限の内容

謾渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、謾渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「謾渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた謾渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、謾渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の处分行為をすることができない（以下、「謾渡制限」という。）。

② 謾渡制限付株式の無償取得

当社は、謾渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の謾渡制限期間が満了した時点において下記③の謾渡制限の解除事由の定めに基づき謾渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 謾渡制限の解除

当社は、謾渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数及び謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等について当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社アクシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 村 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

株式会社アクシス 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	井 手 興 一	印
監 査 役 (社外監査役)	竹 内 正	印
監 査 役 (社外監査役)	畠 中 達之助	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル2階「ローズルーム」



[交通] 電車のご利用案内

JR・モノレール浜松町駅（北口）より徒歩8分

都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分

都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分